

4. 次のいずれかに該当する者で、刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から**5年を経過しないもの**

① 犯罪名に関係なく、**禁錮以上の刑**に処せられた者

② 以下の罪により、**罰金の刑**に処せられた者

a. **宅建業法違反**

b. **暴力犯罪**（傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合および結集罪、脅迫罪等）

c. **背任罪**

* 執行猶予付判決の場合、執行猶予期間中は有罪なので免許を受けられないが、**執行猶予期間が満了**すると刑の言渡しがなかったことになるので、**すぐに免許を受けることができる**。

5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（**暴力団員等**）

6. 免許の申請前5年以内に宅建業に関し不正または著しく不当な行為をした者

7. 宅建業に関し不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者

8. **成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ないもの**（復権を得れば**すぐに**免許を受けられる）

9. 営業に関し**成年者と同一の行為能力を有しない未成年者**で、その法定代理人が上記1～8のいずれかに該当するもの

10. **法人の役員**または個人・法人の**政令で定める使用人**（e x. 支店長や支配人等）が、上記1～8のいずれかに該当する者

11. 暴力団員等がその事業活動を支配する者